

育児に関する両立支援制度（概要・非常勤職員）

【休業・休暇制度】

	概 要	期間・日数
育児休業 (注 1)	子を養育するための休業 [育児休業法第 3 条第 1 項]	1 歳になるまで（特に必要と認められる場合は最長 2 歳になるまで）
配偶者出産休暇 (男性職員のみ) (注 2)	妻の出産に係る入退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のための休暇 [人事院規則15—15第 4 条第 1 項第12号]	2 日（出産に係る入院等の日から出産の日後 2 週間まで）
育児参加のための休暇 (男性職員のみ) (注 2)	妻が出産する場合に子を養育するための休暇 [人事院規則15—15第 4 条第 1 項第13号]	5 日（妻の産前期間から出産日以後 1 年までの期間）（小学校就学前まで）
子の看護休暇 (注 2)	子を看護するための休暇 [人事院規則15—15第 4 条第 2 項第 2 号]	1 年度において 5 日（子が 2 人以上の場合は10日）（小学校就学前まで）

【勤務する時間を短くする制度】

	概 要	期間・日数
育児時間 (注 3)	子を養育するため、始業時又は終業時に 1 日 2 時間まで勤務しないこと [育児休業法第26条第 1 項]	3 歳になるまで
保育時間	子の授乳等を行うための休暇（1 日 2 回それぞれ30分以内） [人事院規則15—15第 4 条第 2 項第 1 号、人事院規則10— 7 第10条]	1 歳になるまで

【勤務時間帯を変更する制度】

	概 要	期間・日数
早出遅出勤務	子の養育のため、勤務時間帯を変更すること [人事院規則10—11第 3 条第 1 号]	小学校就学前まで
	子の放課後児童クラブ等への送迎のため、勤務時間帯を変更すること [人事院規則10—11第 3 条第 2 号]	小学校卒業まで

休憩時間の短縮	子の養育のため、職場にいる時間を短くできるように休憩時間を短縮すること 「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について」（平成6年職職—329）第2条関係第2項、 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（平成6年職職—328）第6の第5項(1)]	小学校就学前まで
	子の送迎のため、職場にいる時間を短くできるように休憩時間を短縮すること 「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について」第2条関係第2項、 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」第6の第5項(2)]	小学校卒業まで
休憩時間の延長	子の養育のため、休憩時間を延長すること（当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行う場合に限る） 「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について」第2条関係第2項、 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」第6の第4項(2)]	小学校卒業まで

【深夜勤務・超過勤務を制限する制度】

	概 要	期間・日数
深夜勤務の制限	子の養育のため、深夜勤務（午後10時～午前5時）をさせないこと [人事院規則10—11第6条]	小学校就学前まで
超過勤務の免除	子の養育のため、超過勤務をさせないこと [人事院規則10—11第9条]	3歳になるまで
超過勤務の制限	子の養育のため、月24時間、年150時間を超えて超過勤務をさせないこと [人事院規則10—11第10条]	小学校就学前まで

（注1）「育児休業」は、次の①・②のいずれも満たす職員が対象。

① 子が1歳6か月に達する日（子の誕生日から57日間以内の育児休業の場合、子の誕生日から57日目より6月を経過する日）までに、任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されないことが明らかでない職員

② 勤務日が週3日以上又は年121日以上である職員

（注2）「配偶者出産休暇」、「育児参加のための休暇」及び「子の看護休暇」は、次の①・②のいずれも満たす職員が対象。

① 勤務日が週3日以上又は年121日以上である職員

② 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員

（注3）「育児時間」は、次の①・②のいずれも満たす職員が対象。

① 勤務日が週3日以上又は年121日以上である職員

② 1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある職員